

最低賃金法の主な改正点

2008年7月1日より、新しい最低賃金法が施行されました。主要な改正点は以下の通りです。

改正されました



1 地域別最低賃金の決定(第9条)

地域別最低賃金を決定するにあたっては、以下の三点を考慮しなくてはなりません。

1. 地域における労働者の生計費
2. 地域における労働者の賃金
3. 通常の事業の賃金支払能力

このうち、地域における労働者の生計費を考慮するにあたっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活が営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性を考慮することになりました。これで、**地域別最低賃金は生活保護の水準を上回ることが明確になりました。**

2 最低賃金の派遣中の労働者への適用(第13条)

派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されます。

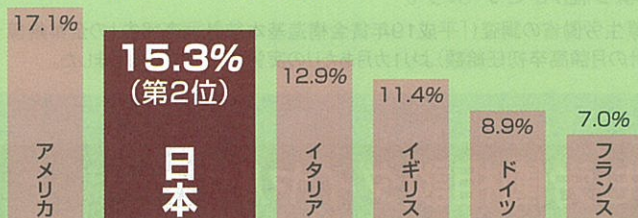
労働者派遣法が規定する派遣労働者については、その派遣先事業場の所在地を含む**地域について決定された最低賃金額(産業別最低賃金の設定がある場合は産業別最低賃金額)**を当該派遣中の労働者に適用することになりました(第15条)。例えば、AさんがX県の派遣会社に登録し、Y県の工場へ派遣されて働いている場合、Y県の最低賃金が適用されます。

3 罰則(第40条)

最低賃金未満の賃金を支払った使用者に対する罰則が厳しくなりました。

地域別最低賃金を支払わなかった**使用者に対する罰金が、2万円以下から50万円以下に引き上がり**ました。また、産業別最低賃金にはこの罰則を適用せず、労働基準法第24条(賃金支払)違反の場合に適用される同120条の30万円以下の罰金が課されます。

■ 貧困率はワースト2位



OECD「90年代後半のOECD諸国における所得格差と貧困」

■ 生活できる最低賃金を求めます。

年間2,000時間以上働いても、100万円～200万円台の収入しか得られないワーキング・プア「働く貧困層」が急増し、生活保護以下で働いている労働者が増えています。「働けど、我が暮らし楽にならず」という現代における貧困問題が広がりはじめているなか、改正最低賃金法を活かし、最低賃金水準を大幅に引き上げることが必要です。



日本労働組合総連合会(連合)
<http://www.jtuc-rengo.or.jp>
●フェアワークつながるネット
<http://www.fairwork-rengo.jp>

●おかしい?と思ったら

連合

検索